

令和7年度介護人材の確保・定着に向けた事業計画（案）について

資料3

○条件不利地域における訪問サービスへの助成

【距離要件及び補助額の見直し】

- ・直線で5km未満の場合であっても、実際にかかる距離が5km以上となる場合も考慮し、距離要件を実測距離に変更。
 - ・燃料費の高騰等を考慮し、条件不利地域の居宅まで要する距離に応じて、補助割合を1/2ではなく3/4に変更。
- ※本市で実施する訪問看護ステーション支援事業（県補助事業）と同額の1,500円となるが、条件不利地域における当該補助事業はサービス提供の内容を評価する補助ではなく、遠隔地へ訪問するのに要する経費に対する補助。

【現行】

距離要件	事業所から条件不利地域の居宅まで <u>直線</u> で5km以上の距離を要する
補助金の額	1件あたり <u>1,000</u> 円



【改正（案）】

距離要件	事業所から条件不利地域の居宅まで5km以上の距離を要する
補助金の額	・5km～10km未満の場合、1件あたり1,000円 ・10km以上の場合、1件あたり1,500円

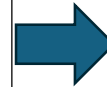
○常勤の訪問介護職員の新規雇用への助成

【補助要件の見直し】

- ・常勤専従という要件の訪問介護職員が、実際の現場での働き方に即していないため、常勤専従の要件を見直す。
（複数事業所がある法人では常勤でも専従ではなく、兼務すること多いこと、また、常勤を満たす者が少ないこと。）
 - ・「常勤（当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していることをいう。）」の要件を「週32時間以上または月128時間以上勤務する者」へ変更する。
- ※育児又は介護等による短時間勤務制度を利用する場合は、週30時間以上又は月120時間以上勤務する者とする。
- ・勤務実態も考慮し、兼務している場合にも勤務時間の半分以上を訪問介護職員として勤務している場合も対象とする。

【現行】

補助要件	<u>常勤専従</u> の訪問介護職員の雇用
------	------------------------



【改正（案）】

補助要件	・週 32 時間以上または月 128 時間以上勤務する訪問介護職員の雇用 ・上記職員が他職種と兼務の場合は訪問介護職員としての勤務時間の割合が半分以上を占めること
------	--

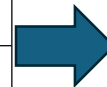
○外国人介護人材受入支援事業

【補助要件の見直し】

- ・ 補助金交付後、数か月で退職する場合の対策として、留学生受入については補助金の支給を分割に変更し、特定技能外国人受入については一定期間の雇用実績を補助要件に加える。
- ・ 特定技能外国人については、1 事業者につき 1 年度当たりの補助上限人数を 5 名とする。（紹介業者によっては、4 名以上紹介する場合の割引があるため。）
- ・ 退職後における補助金の取扱いについては、「保険給付のために必要な事業」として事業所の体制を整備する支援であることから、補助金返還は求めない取扱いとする。

【現行】

共通	・ <u>就労時点で申請</u> ・ 申請後、補助金を <u>一括</u> で支給
特定技能外国人	1 事業者につき 1 年度当たり <u>3</u> 名が上限



【改正（案）】

留学生	申請後、補助金を分割で支給 （就労時点及び 6 カ月後）
特定技能外国人	・ 就労後、6 カ月後に申請 ・ 1 事業者につき 1 年度当たり <u>5</u> 名が上限